

不法係留船対策における 係留場所の確保に向けて ～公募による既設係留場所の占用者の選定～

福田 寛

三重河川国道事務所 河川占用調整課（〒514-8502 津市広明町297）

勢田川、五十鈴及び大湊川と重複する宇治山田港には、河川法及び港湾法の占用許可を受けず係留されている不法係留船が約1,000隻あった。特に勢田川流域は民家が隣接しており、管理不十分な不法係留船が津波や高潮により護岸等施設を乗り越えた場合にもたらず被害を近隣住民は危惧している。そこで三重河川国道事務所が中心となって関係行政機関、漁業関係者や地域住民の代表者が勢田川等水面利用対策協議会（以下「協議会」という。）を設立し、不法係留船対策に取り組んできた。その取り組みの一環である現状施設を活用した係留施設の占用主体の公募について報告する。

キーワード：公募, 現状施設の活用, 係留場所の確保増, 協議会

1. はじめに

伊勢市内を流れ伊勢湾に注ぐ勢田川は、伊勢神宮が近いことから船を使った参拝手段・船参宮によって、人々が行き交い、古来より舟運や造船業が盛んな地域であった。また、伊勢湾の浅瀬を利用した海苔の養殖や採貝を行う漁船が多数操業していた。故に地域住民にとって船はとても重要な存在であった。

だが、現在では交通網が整備されたことで舟運が衰退し、漁業従事者も年々減ってきている。そのため、舟運や漁業ではなく、レジャー目的のプレジャーボートが多く係留されるようになった。

2. 不法係留船の現状と課題

(1) 不法係留船の現状

近年、勢田川周辺で数多く係留されているプレジャーボート。そのほとんどが河川法及び港湾法に基づく占用許可を受けずに係留している不法係留船である。その中には、所有者が放置した放置艇も存在している。

三重河川国道事務所では平成22年1月から年に数回、定期的に勢田川、五十鈴川及び大湊川と重複する宇治山田港における不法係留船の実態調査を行っている。

また、平成22年と平成27年に不法係留船の所有者を対象としたアンケートを実施した。アンケート結果より、約80%の所有者が釣りなどのレジャー目的での所有であり、その多くが現在の場所に継続して係留希望であることがわかっている。

調査開始からのデータを見ると、調査開始の平成22年1月時点で951隻あった不法係留船は、約6年でほぼ半分にまで減少していることがわかる。これは、近隣の民間マリーナに占用許可したこと、既設の今一色漁港区を活用した係留施設において占用許可したことが主な要因となっている。このような、協議会による様々な取り組みにより確実に減少の一途を辿っているが、まだ450隻以上の不法係留船があることから、引き続き対策を講じていく必要がある。

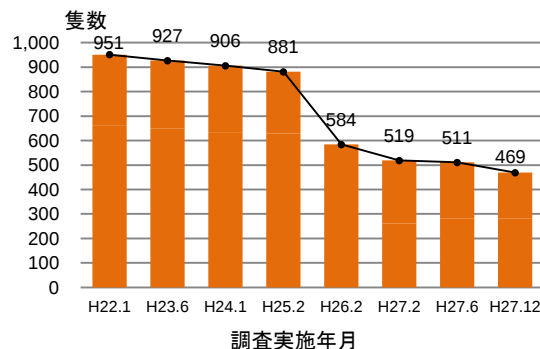


図-1 不法係留船数の推移（実態調査結果より抜粋）

(2) 不法係留船の課題

不法係留船は日常の管理が不十分であることが多く、洪水時の流下阻害や船舶が流出した場合の護岸等への損傷、津波や高潮により船舶が護岸等施設を乗り越えた場合の近隣への被害、油漏れによる水質事故、他の水面利用者の自由使用の妨げ、騒音等による周辺住民の生活環境の悪化を招くなど、様々な面で河川管理上及び港湾管理上の問題を引き起こすおそれがある。

また、近隣住民への聞き取り調査によると、不法係留船の所有者による車の違法駐車や騒音、ゴミの不法投棄などで迷惑しているとの声が上がっており、不法係留船問題は近隣地域に環境上、防犯上も多くの不安をもたらしていることがわかった。



図-2 台風通過により護岸へ乗り上げた不法係留船（平成21年10月伊勢市通町にて撮影）



図-3 老朽化した不法係留船沈没による油流出事故（平成22年5月伊勢市田尻町にて撮影）

3. 協議会による不法係留船対策の取組み

(1) 勢田川等水面利用対策協議会

先述した不法係留船の様々な問題に対応するため、平成18年から関係行政機関が集まり対策について検討会を

開催し、平成21年11月には三重河川国道事務所が中心となって関係行政機関、漁業関係者や地元住民の代表者で構成する「勢田川等水面利用対策協議会」を設立した。

約1,000隻存在する係留船舶を減らすとともに、係留船舶を適正に管理できる管理者の下で船舶を安全に係留することが地元の希望であったことから、協議会では「係留対象船の減」と「係留場所の確保増」を両輪とした対策を推進する方針を決定した。

(2) 「係留対象船の減」の対策

「係留対象船の減」の対策として、協議会は係留継続するための条件を設定し、クリアした船舶について係留を認める方針を固めた。

条件として、①漁船法第13条に基づく漁船登録の検認を受けている、又は、船舶安全法第5条に基づく船舶検査証書の有効期間内である。②漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。（船舶への登録番号の表示など）③所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。④上記に該当しても、平成23年4月1日以降、新たに係留が確認された船舶は対象とならない。という4つの項目を設定することを協議会で決定した。

また、河川管理者において重点的撤去区域を設定するとともに港湾管理者において港湾法に基づく放置等禁止区域の指定を行い、広報やホームページなどメディアを利用するだけでなく、所有者へのチラシ送付、現地でのポスター貼付等の啓発活動により自主的な撤去を促した。

加えて、平成22年1月から平成24年2月まで所有者不明船について簡易代執行を実施した。

(3) 「係留場所の確保増」の対策

a) 近隣の民間マリーナへの占用許可

アンケート結果からも船舶所有者の多くが係留を希望しており、係留対象船を減らす対策だけを行っても不法係留船を全て解消することは不可能である。

そこで、協議会は係留場所を確保する取組みも同時に行うこととした。

「係留場所の確保増」の対策として、平成23年4月、協議会において河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた近隣の民間マリーナに河川法及び港湾法の占用許可を与えた。

実態調査の結果を基に条件を満たした船舶の数を算出したところ、条件を満たした船舶に対し、近隣の民間マリーナだけでは係留可能隻数に限界があり、収容しきれないことが判明し、条件を満たした船舶を何処へ係留させるかが新たな課題となった。

b) 新たな係留施設の模索

そこで、協議会では現状ある施設をそのまま係留可能な施設として活用することができないか検討することとした。

検討の結果、洪水時・高潮時における治水上の支障の恐れが少なく、船舶航行上支障をきたすことがない現状

施設7箇所を選定し、受入先を確保することとした。

現状施設を活用することでコストを抑え、条件を満たした船舶の収容に資すると考えたのである。

c) 現状施設における占用許可

協議会では、これまで民間マリーナに対して与えていた占用許可を、現状施設における係留船舶を適正に管理できる者に与えることとした。

まず、7箇所選定した現状施設の中から、漁港として以前より使用されている今一色漁港区について占用許可を与えるため、調整を行った。

この施設は港湾法に基づく漁港区で漁業従事者が多く係留しており、漁協を中心に管理運営でき、地元自治体である伊勢市も占用主体となることに前向きであったことから、平成24年1月から漁協、遊漁団体及び地元自治会等と管理方法及び係留基準等について協議を重ね、平成25年8月に伊勢市に河川法及び港湾法の占用許可を与え、実質管理は新たに発足した今一色漁港区船舶係留対策協議会に委ねることにより船舶の不法係留が大幅に解消された。



図-4 平成21年の不法係留船の状況（伊勢市通町にて撮影）



図-5 平成27年の不法係留船の状況（伊勢市通町にて撮影）



図-6 今一色漁港区（航空写真）

4. 現状施設を活用した係留施設の占用主体公募

(1) 占用（管理）主体の公募

その他の現状施設も今一色漁港区のように適正な管理ができる者に占用してもらうよう協議することとした。

次に対象とした現状施設は「勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設」（以下「本係留施設」という。）である。

最初に占用（管理）主体の候補に挙がったのは地元自治体である伊勢市だった。幾度となく協議を行ったが、伊勢市は財政が厳しく、特定の者（船舶所有者）のために税金を投入することに市民の理解が得られないことから占用（管理）主体になることは困難であった。

そこで、地元自治体に代わって適正かつ安定的に管理運営を行うことができる者の選定が必要となった。本係留施設は任意団体である3つの遊漁団体が主に利用していたことから、これらの団体が占用（管理）主体となり得るか管理能力・責任能力について調査した上で、協議、検討したが、占用許可を与えるまでには至らなかった。

そこで、管理能力・責任能力を有し、河川法及び港湾法の許可を受けて占用する者を公募するという手法を検討することとし、平成27年2月に開催した第8回協議会で了承された。



図-7 勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設（位置図）

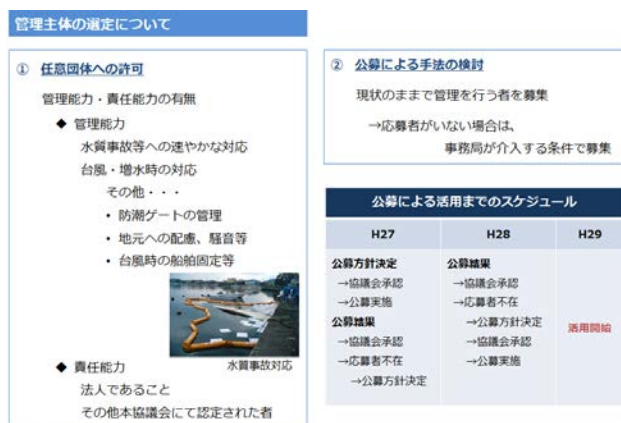


図-8 占用（管理）主体の選定について（第8回協議会資料より）

(2) 募集要項（案）の作成

占用（管理）主体を公募するにあたり、まず、募集要項（案）の作成に取りかかった。

過去の事例を調べたところ、直轄河川において占用者を公募している事例はなかった。そこで、類似事例を探すこととした。その結果、道路高架下の駐車場、漁港、二級河川での事例を探すことができた。

これらの類似事例における応募資格、募集条件を限なく確認し、それぞれの事例における募集条件の考え方について不明な点を洗い出し、募集主体である全国各地の国の機関、県、市及び管理組合に聞き取りを行い、募集要項（案）作成の参考とした。

本係留施設は、河川区域であるとともに港湾法に基づく港湾区域が重複していることから、募集要項（案）の作成にあたっては、港湾管理者である三重県伊勢建設事務所と8回協議を重ねた。また、伊勢市、地元自治会及び漁協との調整を行い、この地域にあった募集要項（案）を作成した。

(3) 協議会の一般傍聴及び広報

作成した募集要項（案）を協議会の委員に説明するため、第9回協議会の開催準備を行った。

協議会の開催にあたっては、本係留施設の占用（管理）主体を公募で決定すること、応募資格及び募集条件について、より多くの船舶係留施設の管理に関心のある方に知ってもらうため、これまで実施してこなかった協議会の一般傍聴を可能とし、傍聴者募集のチラシを三重河川国道事務所、三重県伊勢建設事務所、伊勢市のホームページに掲載するとともに市役所等に設置した。

また、プレスリリースをするとともに直接マスコミに取材依頼を行うなど広報に努めた。

更には、既に占用許可している民間マリーナに協議会の開催予定と一般傍聴が可能となったことを知らせ、協議会の傍聴を促した。

(4) 協議会での説明・了承

出来上がった募集要項（案）について、募集主体を国土交通省三重河川国道事務所及び三重県伊勢建設事務所

所とすること、公募対象箇所を本係留施設とすること、応募資格及び募集条件等を協議会で説明し、併せて公募するにあたってのスケジュールと選定方法についても説明を行い、平成27年7月に開催した第9回協議会で了承された。

そして出来上がった募集要項の概要及びスケジュールが下記のとおりである。

「勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設」

募集要項（概要）

I. 応募資格

～共通要件～

- ①会社更生法又は民事再生法の手続きを開始していないこと。
- ②直近3年間に、法人税等の税金を滞納していないこと。
- ③役員が破産者で復権を得ていない者、禁固以上の刑に処せられ2年経過しない者、成年被後見人でないこと。
- ④暴力団が実質的に経営を支配する業者等でなく、また、委託先としないこと。
- ⑤過去に河川法、港湾法による監督処分を受けていないこと。
- ⑥NPO法人については、特定非営利活動促進法第42条の規定に該当する者でないこと。

～個別要件～

- ①伊勢市内に本店、本社又は主たる事務所を有する者であること。
- ②過去5年間に同種業務の実績を有すること。

II. 募集条件

～施設・設備の保守・点検および清掃等環境整備～

- ①施設・設備の損傷の有無について、目視による日常点検に加え施設の性能維持を目的とした点検を定期的実施すること。
- ②許可船舶の係留位置の点検、沈没船の有無調査及び沈没船の撤去等適切な措置を行うこと。
- ③施設・設備において、周辺も含め清掃・除草（処分を含む。）等の日常管理を定期的実施すること。
- ④日報を記録し、まとめたものを毎年、河川管理者及び港湾管理者に提出すること。

～災害時の対応～

- ①事前に係留施設を点検し係留船舶の固定等の災害対策を行うと共に利用者の避難誘導その他の措置を講ずること。
- ②被災があった場合には速やかに河川管理者及び港湾管理者へ報告すると共に応急対策は占用者自らが行うこと。

・水質事故等の対応

- ①緊急時の連絡体制を確立すること。
- ②水質事故等が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡すること。
- ③概ね30分以内に現場に赴き対応できる体制を確立すること。

～利用者への指導～

- ①利用者に対し、係留方法・場所、他の水面利用者の自由使用の妨げ、油漏れによる水質事故、騒音の発生、清掃等の清潔保持等について適切に指導すること。
- ②利用者にかかる賠償責任保険に加入させること。

～訓練の実施～

①災害時及び水質事故が発生した場合に対応した訓練を実施すること。

～管理運営～

①係留対象船舶は、4条件を満たした船舶とすること。（追加指示で変更の可能性あり）

②地元（漁協、自治会、周辺民間マリーナ等）との連絡・調整を行うこと。

③係留対象でない船舶の所有者に対する指導等を行うこと。

④占用物件に関する苦情・問合せについては、占用者が責任をもって対応すること。

⑤協議会に協力して、放置船舶に対して広報活動等に取り組むこと。

⑥利用料金は、収支計画、施設の特性や近隣相場を勘案し、著しく高額でない料金で任意に設定すること。

「勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設」

公募スケジュール

①募集要項等の発表・配布期間

平成27年8月24日（月）～平成27年9月8日（火）

②募集要項等に関する質問の受付期間

平成27年9月4日（金）～平成27年9月8日（火）

③質問の回答（ホームページ掲載）

平成27年9月17日（木）

④応募書類受付期間

平成27年9月18日（金）～平成27年10月9日（金）

⑤占用許可申請者の審査、決定

平成27年10月～12月中旬（予定）

⑥選定結果の通知・公表

平成28年1月上旬（予定）

(5) 占用（管理）主体の決定

a) 選考委員会の設置

占用（管理）主体を決定するにあたり、まず、募集主体である国土交通省三重河川国道事務所と三重県伊勢建設事務所で選考委員会を設置した。

第1回目の選考委員会では、審査の流れ、採点方法、不選定等の審査方法について決定するとともに、審査基準の運用について議論を行い、目安を決定した。

b) 選考委員会による選定及び委員の了承

その後、選考委員会により一次審査の資格審査、二次の管理運営能力等審査（審査基準による採点）を実施し、その都度、審査結果を協議会の各委員へ報告し、了承を得た。

c) 占用許可申請者の決定

最終的に、選定された応募者が河川水面の利用の向上及び適正化に資するとの協議会の承認を経て、占用許可申請者として正式に決定した。

決定については、その旨をプレスリリースした。

(6) 占用許可申請者決定後の対応

a) 河川管理者及び港湾管理者における対応

まず、占用許可申請者から今後の具体的な管理体制について、港湾管理者である三重県伊勢建設事務所及び地元自治体である伊勢市とともに説明を受けた。その上で、油漏れ事故が発生した場合に必要なオイルフェンスの購入や展張方法等について、こちらから占用許可申請者へアドバイスを行った。

次に、本係留施設に係留中の船舶所有者に対し、占用許可申請者決定の周知文を三重県伊勢建設事務所と連名で送付した。この周知文には「本係留施設を管理する者が決定し今後河川法及び港湾法の許可を受けることになること、係留するには今後有料になること、係留を希望する者はその旨連絡すること、条件を満たさない船舶は撤去していただく」旨を記載して、本係留施設に係留中の船舶所有者の意思を確認し、係留対象船舶を整理することとした。

これまで無料で係留できていたものが有料になることで、大きな反発が予想された。そこで、平成27年9月に「係留するためには協議会で係留が認められている施設でないと係留できず、今後係留するには有料になり、条件を満たさない船舶は撤去してもらい、今後5年間で不法係留船ゼロを目標とする」旨の協議会の方針を記載した啓発チラシを本係留施設に係留している船舶所有者以外も含めた勢田川、五十鈴及び大湊川と重複する宇治山田港に船舶に係留している船舶所有者全員に郵送して周知を図った。また、本係留施設内に係留している3つの遊漁団体の組合長を集め、事前に協議会の方針と新たな管理体制について説明し、組合長を通じて各会員に周知を依頼したことで、現在のところ大きなトラブルはない。なお、数名の船舶所有者から未だ連絡がないことから、個別に訪問して指導することとしている。

また、本係留施設内には所有者不明船が10隻あったことから、地元精通した占用許可申請者の協力を得ながら、所有者探査を行い、所有者が判明した船舶から順番に撤去依頼を行っているところである。

今後の対応として、7月中旬を目途に、港湾管理者である三重県伊勢建設事務所により港湾法に基づく放置等禁止区域指定の告示をするとともに、現地に周知チラシを掲示することを予定している。放置等禁止区域に指定されれば、みだりに放置している船舶の撤去を命ずることが可能となる。

b) 占用許可申請者における準備

今後、河川法及び港湾法の占用許可が必要となることから、占用許可申請者において、占用許可申請の準備を進めている。

また、占用許可開始までの準備として、施設の管理に必要なオイルフェンスの購入、資機材の確保を進めると

ともに、係留対象船舶の船舶番号、船体の大きさ、係留場所、船舶所有者等を把握し、本係留施設に係留中の船舶の登録簿を作成している。

加えて、係留基準やルール等を定めた契約書を作成し船舶所有者と締結するための準備や係留対象船の保険加入に向けた手続き等を進めている。

5. 最後に

公募により係留施設の占有（管理）主体を募集した今回の事例は、直轄河川では初めての試みであり、また、港湾区域と重複していることから、港湾管理者との協議、調整もあり、ここに行き着くまでの間には様々な紆余曲折があった。

まだ、本発表の時点では最終的に占有許可まで至っていないが、今回のこの試みが成功すれば、他の係留施設についても同様の手続きが可能となるため、是非とも成功させ、協議会で決定した「5年で解決」の目標に資することができれば、本当に喜ばしいことである。

今回の公募では応募があり、厳しい条件にも係わらずクリアした応募者が占有許可申請者となった。

しかし、公募しても応募があるとは限らず、また、応募があった場合でも条件が合わず見つからないこともあるかもしれない。そうなった場合に、どう対処していくかがこれからの課題である。